

特別養護老人ホームヴィラ稻荷山

介護老人福祉施設 利用料金

(1) 介護保険給付対象サービス

以下のサービスについては、利用料金の9割～7割（通常）が介護保険から給付されます。

【サービス利用料金（1日あたり）】

下記の料金表によって、利用者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額）をお支払い頂きます。

（サービスの利用料金は、利用者の要介護度に応じて異なります。）

（利用料金…ユニット型介護老人福祉施設サービス費）

	要介護度	1割	2割	3割
1. 額 （1日あたり）	要介護1	701円	1,401円	2,101円
	要介護2	774円	1,547円	2,320円
	要介護3	852円	1,704円	2,556円
	要介護4	926円	1,852円	2,778円
	要介護5	998円	1,996円	2,994円
2. 月額負担額 （31日で計算）	要介護1	21,705円	43,410円	65,114円
	要介護2	23,973円	47,945円	71,917円
	要介護3	26,402円	52,804円	79,206円
	要介護4	28,702円	57,404円	86,106円
	要介護5	30,938円	61,875円	92,812円

注1 所得に応じて減額があります。

注2 上表の2. 月額負担額は、1ヶ月を31日で計算しており、実際の費用は月により異なります。

注3 端数処理の関係で、実際の請求額と1円程度の差が出ることがあります。

注4 上表の月額負担額は、1日あたりのユニット型介護福祉施設サービス費に地域区分10.45円を乗じて計算しております。

注5 利用者が、要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

注6 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、利用者の負担額を変更します。

◇ 当事業所にて算定する各種加算について

①体制加算（基準に該当しなかった月については算定いたしません。）

※標記の金額は、介護保険負担割合が1割負担の場合の目安です。2割負担、3割負担の各種加算の負担額は、1割負担額のそれぞれ約2倍、約3倍となります。

加算名	1割負担の場合	要件
日常生活継続支援加算（Ⅱ） (1日あたり)	約48円	算定日の属する月の前6月間または前12月間における新規入所者総数のうち、要介護4若しくは5の入所者が70%以上、算定日の属する月の前6月間または

		前12月間における新規入所者総数のうち、認知症日常生活自立度Ⅲ以上の入所者が65%以上で、なおかつ介護福祉士の数がご利用者6名につき1名以上配置した場合に算定されます。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ (1日あたり)	約19円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が60%以上配置することで算定されます。（日常生活継続支援加算を算定する場合は算定しません。）
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）ロ (1日あたり)	約13円	介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が50%以上配置することで算定されます。（日常生活継続支援加算を算定する場合は算定しません。）
看護体制加算（Ⅰ）ロ (1日あたり)	約5円	常勤の看護職員を1名以上配置することで算定されます。
看護体制加算（Ⅱ）ロ (1日あたり)	約9円	常勤換算方法で看護職員を4名以上配置することと、24時間の連絡体制を確保することで算定されます。
夜勤職員配置加算 (Ⅱ)ロ (1日あたり)	約19円	夜勤を行う介護職員と看護職員の数が、最低基準を1人以上、上回って配置することで算定されます。
精神科医師療養指導加算 (1日あたり)	約6円	認知症の診断を受けている方が3分の1以上利用されている事業所において、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われている場合に算定されます。
認知症専門ケア加算 (Ⅰ) (1日あたり)	約3円	日常生活に支障をきたすおそれのある症状もしくは行動が認められることから介護を必要とする認知症の利用者の割合が50%以上である場合に、認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を一定以上配置し、チームとして専門的な認知症ケアを実施している場合に算定されます。
認知症チームケア推進加算Ⅰ (1月あたり)	約157円	①利用者の総数のうち、周囲のものによる日常生活に対する注意を必要とする認知症の利用者の占める割合が50%以上である場合に、②認知症介護に係る専門的な研修および認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修を修了している者を1名以上配置し、かつ複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、③対象者に対して個別評価を計画的に実施した結果をもとにチームケアを実施、④定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合に算定されます。※認知症専門ケア加算が算定されている場合は算定不可。
認知症チームケア推進加算Ⅱ (1月あたり)	約126円	上記の要件の内、①、③、④の基準に適合し、認知症の行動・心理症状の予防等に資する認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる認知症の行動・心理症状に対応するチームを組んでいる場合に算定されます。
協力医療機関連携加算 (1月あたり)	約53円	協力医療機関との間で、利用者等の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に開催している場合に算定されます。
高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅰ (1月あたり)	約11円	施設内で感染者が発生した場合に、感染者の対応を行う医療機関との連携の上で施設内で感染者の療養を行うことや、他の利用者への感染拡大を防止するための対策を講じた場合に算定されます。

高齢者施設等感染対策向上 加算Ⅱ (1月あたり)	約6円	医療機関から、3年に1回以上、施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導を受けている場合に算定されます。
安全対策体制加算 (施設入所時)	約21円	事故発生防止のための指針の作成、委員会の開催、従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者（外部研修受講者）を配置し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅰ (1ヶ月あたり)	約42円	利用者全員を対象として、利用者ごとの心身の状況等やケアの内容、リハビリテーション等のデータを厚生労働省へ提出し、厚生労働省からのフィードバックを活用しつつケアの質向上を図る取組みを実施している場合に算定されます。
科学的介護推進体制加算Ⅱ (1ヶ月あたり)	約53円	科学的介護推進体制加算Ⅰの要件に加え、利用者ごとの疾病等のデータを厚生労働省に提出した場合に算定されます。
ADL 維持等加算 (Ⅰ) ADL 利得平均値1以上 (1ヶ月あたり) (Ⅱ) ADL 利得平均値3以上 (1ヶ月あたり)	約32円 約63円	利用者全員のADL値を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に提出している場合、評価対象期間（厚生労働大臣が定める期間）の満了日の属する月の翌月から12ヶ月に限り算定されます。 ※ADL 日常生活動作
生産性向上推進体制加算Ⅰ (1月あたり)	約106円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行なっており、見守り機器等のテクノロジーを複数導入し、職員間の適切な役割分担の取り組みを行なっている場合、1年以内毎に1回、業務改善の取り組みによる効果を示すデータの提供を行ない業務改善の成果が確認されている場合に算定されます。
生産性向上推進体制加算Ⅱ (1月あたり)	約11円	利用者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、ICT機器等を導入し、生産性向上ガイドラインの内容に基づいた業務改善を継続的に行なうとともに、事業年度毎に1回、生産性向上の取組に関する実績データを厚生労働省に報告する場合に算定されます。

②該当されるサービスを利用された場合に算定される加算

・介護職員等処遇改善加算Ⅰ

キャリアパス要件及び職場環境等要件を満たし、介護職員の処遇改善等を実施している場合に、所定単位数（基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位）に以下の割合を乗じた単位を加算します。

14.0%

(2) 介護保険給付対象外サービス

以下のサービスは、利用者が選定し利用するサービスで利用料金の全額が利用者の負担となります。

① 食事費用

- ・栄養並びに利用者の身体の状況および嗜好を考慮した食事や利用者の希望に基づいた特別な食事を提供します。
- ・利用料金：下表のとおり

種類	内 容	利 用 料
食事の提供にかかる費用	利用者に提供する食事の調理に要する費用と材料の費用	朝食 380円 昼食 720円 夕食 720円
おやつの提供にかかる費用	利用者に提供するおやつの調理に要する費用と材料の費用	1回 120円
行事食追加費用	誕生会、季節行事等の特別献立時の材料費の追加相当分	1回あたり 500円
外食費用	利用者が行った外出行事等で外食に要した費用	実費
その他	嗜好飲料（コーヒー類、清涼飲料水等）	1日 100円
	ファイバー（腸内環境を整えるための高発酵性水溶性食物纖維）	1日 100円
	その他個人の嗜好により提供した特別な食事に要した費用	実費

② 居住費

居住費（1日）	ユニット型個室
	3,760円

③ 外泊・外出に伴う食事・おやつのキャンセルに伴い発生する費用

	内 容	キャンセルに伴う費用
前々日16時までに申し出がなかつた場合	提供予定の食費相当額	朝食 380円 昼食 720円 夕食 720円
	提供予定のおやつ代相当額	1回 120円

④ 理美容代

- ・月に4～5回理美容師の出張による理美容サービスをご利用いただけます。
- ・利用料金：下表のとおり。

メニュー	1回あたりのサービス料金	顔剃り
顔剃りのみ	2,000円	-
丸刈り	2,000円	十顔剃り 3,000円
カット・ブロー（男性・女性）	2,400円	十顔剃り 3,400円
毛染め・洗髪・ブロー	4,500円	十顔剃り不可

パーマ・洗髪・ブロー	4,500円	十顔剃り不可
カット・パーマ・洗髪・ブロー	6,500円	十顔剃り不可
カット・毛染め・洗髪・ブロー	6,500円	十顔剃り不可
ベッドサイド料金	別途500円追加	-
ロング料金(洗髪メニュー) ※肩より下の長さ	別途1,000円追加	-

⑤ 金銭等の管理

- 利用者の希望により、金銭等管理サービスをご利用いただけます。詳細は、別に定める「利用者預り金等管理規定」によるものとし、管理委任契約の締結が必要になります。
- お預かりできるもの：現金、預貯金通帳、金融機関届出印鑑、有価証券、年金証書
- 保管管理者：管理者（施設長）
- 利用料金：下表のとおり

金銭出納及び財産管理手数料	月額（1名につき）	1,000円
---------------	-----------	--------

⑥ 写しの交付

利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、写しを必要とする場合には実費をご負担いただきます。

写しの交付	1枚につき	20円
-------	-------	-----

⑦ レクリエーション、クラブ活動

- 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。
- 利用料金：下記のとおり

生花教室	花材材料費相当額	1,320円/回 (12月のみ2,200円/回)
書道教室	書道材料費相当額	100円/回
ハンドメイド教室	ハンドメイド材料費相当額	200円/回
その他	費用実費相当額	実費

⑧ 死後処置（エンゼルケア）に伴い必要となる費用

エンゼルケア	1回につき	11,000円
--------	-------	---------

⑨ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活用品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で利用者に負担していただくことが適当であるものの費用を負担していただきます。

ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

(3) 利用料の負担軽減制度について

① 介護保険負担限度額認定

食費と居住費には段階によって補足給付（特定入所者介護サービス費）の対象となり負担限度額が以下のようになります。

利用者負担段階	滞在日（1日）	食費（1日）
	ユニット型個室	
第1段階 生活保護受給者または市民税世帯非課税で 老齢福祉年金を受給されており、かつ預貯 金などが単身で1,000万円、配偶者がいる	880円	300円

	方は合計 2,000 万円以下の方など		
第2段階	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額（非課税年金を含む）の合計が 80 万円以下で、かつ預貯金などが単身で 650 万円、配偶者がいる方は合計 1,650 万円以下の方など	880円	390円
第3段階 ①	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額（非課税年金を含む）の合計が 80 万円超 120 万円以下で、かつ預貯金などが単身で 550 万円、配偶者がいる方は合計 1,550 万円以下の方など	1,370円	650円
第3段階 ②	市民税世帯非課税で合計所得金額と年金等収入額（非課税年金を含む）の合計が 120 万円超で、かつ預貯金などが単身で 500 万円、配偶者がいる方は合計 1,500 万円以下の方など	1,370円	1,360円

※外泊加算算定中も、負担段階に応じて上記の金額をいただきます。

※減額については、京都市各区役所保健福祉センター健康長寿推進課への申請手続きが必要になります。

※認定証等の、減額対象であることの確認できる書類を当事業所にご提示下さい。

②社会福祉法人による利用者負担軽減制度

市民税世帯非課税者であって、生計の困難な方が対象です。申請代行も当事業所でさせて頂くことができますのでご相談下さい。

③高額介護サービス費

同一世帯における利用料が、次の自己負担限度額（月額で食費・居住費などを除いたもの）を超えた場合は、超えた分が高額介護サービス費として払い戻されます。京都市在住の方は事業所で代理請求する受領委任払いもご利用頂けます。

利用者負担段階		自己負担上限額（月額）
第1段階	生活保護を受給している方等	15,000円（世帯）
第2段階	市民税世帯非課税で、合計所得金額と課税年金収入額の合計が 80 万円以下の方など	15,000円（個人） 24,600円（世帯）
第3段階	市民税世帯非課税で第1段階・第2段階に該当されない方など	24,600円（世帯）
第4段階	課税世帯	課税所得 380 万円（年収約 770 万円）未満 44,400円（世帯）
		課税所得 380 万円（年収約 770 万円）～課税所得 690 万円（年収約 1160 万円）未満 93,000円（世帯）
		課税所得 690 万円（年収約 1160 万円）以上 140,100円（世帯）

（4）利用料金のお支払い方法

前記（1）（2）の料金及び費用は、1か月ごとに計算し、サービス提供月の翌月に下記

のいずれかの方法でお支払い下さい。

お支払方法が①、②以外の方は、請求書到着後10日以内に、③、④、⑤のいずれかの方法でお支払い下さい。1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。

- ① 預り金よりの引き落とし
- ② 指定口座からの自動引き落とし
- ③ 窓口での現金支払
- ④ 銀行口座への振り込み
- ⑤ 現金書留

作成；令和7年10月1日付